2021 年 3 月 16 日

2020 教区代表者会議分科会設置規定の制定について

平和の使徒推進本部長　野中　泉　神父

標記の規定は、2020 教区代表者会議（以下、「教区代表者会議」という。）準備事務局会議および教区代表者会議実行委員会の決定にもとづいて制定しています。

この規定は、教区代表者会議で提言案を調査審議するため、必要な分科会の設置・運営に関することを定めています。

なお、分科会は、施行期日（2021 年 3 月 16 日）から暫定的に活動し始め、2021 年度 6 月開催の教区宣教司牧評議会（以下、「6 月教区宣司評」という。）以降、本格的に活動していきます。

第一　本則について

規定第 1 項は、教区代表者会議に設置される 5 つの分科会とその分科会が担当する事務を規定しています。

規定第 2 項は、分科会に所属する代議員及び委員（以下、「委員等」という。）の指名手続きを規定しています。具体的には施行期日が 2021 年 3 月 16 日なので、6 月教区宣司評で指名します。

規定第 3 項は、分科会長の選任手続きが規定されています。

規定第 4 項は、分科会長の役割を規定しています。具体的な役割は、担当分科会に割り当てられている提言案の調査審議のとりまとめをおこないます。

規定第 5 項は、分科会内の議事決定方法を規定しています。現在のコロナ禍では所属委員等が現地集合して分科会を開催することが困難なため、賛否等の表決方法が電子投票などを活用することが予想されます。そのため、賛成または否認（反対）の意思表示した数の過半数で議決できるように規定しています。よって、表決を棄権や意思表示を示さなかった場合、投票数（母数）には数えません。

規定第 6 項は、分科会の下に必要に応じて（作業）部会を置き、分科会の事務の一部を分掌させることができる規定です。これは分科会が担当する提言案の数が多い場合、分科会の議決のもと小グループに分け、担当する提言案を更に細分化して部会において調査審議することができます。なお、部会座長は、部会に所属する委員等の互選で選任します。また、この部会は、教区代表者会議当日の分科会でのグループ分けに直結するものではありません。

規定第７項は、分科会において「部会で議決（決定）したことを分科会の議決とする」との議決がある場合、部会での議決を分科会の議決に代えることを認める規定です。よって、この規定を分科会で採用することにより二重（部会と分科会）に表決する手続きが無くなります。

規定第 8 項は、オブザーバーの分科会での役割を規定しています。オブザーバーは分科会で提言案の調査、審議での意見表明はできますが、議決に加わること（表決すること）はできません。

第二　附則について

附則は、本則でない規則、いわゆる補足的な規則のことをいいます。

附則第１項は、この規定の施行期日を規定しています。

附則第２項は、この規定の有効期限を規定しています（時限規定）。教区代表者会議の開催日が分散し会期制になった場合、会期の最終日までをこの規定の有効期限としています。

附則第３項は、分科会の活動開始日を規定しています。通知文後段のとおり、施行期日から分科会活動を開始します。

附則第４項は、分科会を暫定的に運用するための規定です。代議員候補やオブザーバーと実行委員は、６月教区宣司評で委員等が選任されるまでの間、提言案の予備的な調査審議することができます。なお、分科会での議決は委員等選任後より可能となります。

附則第５項は、分科会を暫定的に活動するため、必要な暫定分科会長について規定したものです。分科会長候補が正式に会長として選任されるまでの間、暫定的に分科会長の役割を代行します。

以上